令和元年度　第４回いわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
（子ども・子育て会議）議事録

１　開催日時
令和元年10月10日（木）　午後２時00分から午後４時00分

２　開催場所
市文化センター１階　大講義室

３　出席者
⑴　児童福祉専門分科会委員（15名のうち11名出席）　※五十音順
井田夏子委員、伊藤順朗委員、草野祐香利委員、強口暢子委員（会長）、佐藤早苗委員、志賀達生委員、菅波香織委員、杉村理一郎委員、鈴木潤委員、平澤妙子委員、宮内隆光委員
⑵　事務局（15名）
こどもみらい部：高萩部長、中塚次長兼総合調整担当
こどもみらい課：小島課長、松﨑統括主幹兼課長補佐、草野主幹兼課長補佐、草野主任主査兼企画係長、川嶋主査、渡邉事務主任、植木主事
こども支援課：鈴木参事兼課長、中村主幹兼課長補佐
こども家庭課：武山課長兼子育てサポートセンター所長、松川主幹兼課長補佐、舘子育てサポートセンター次長
学校教育課：玉澤課長

４　協議事項
⑴幼保連携型認定こども園の認可について（資料１）
⑵第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画について
①　第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画－骨子案－（資料２）
②　第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画の基本理念について（資料３）
②　第二次市子ども・子育て支援事業計画に係る需給計画について（資料４）

５　報告事項
⑴いわき市子どもの生活実態調査結果の概要について（資料５）

６　その他
７　会議の形式等について
・　委員半数以上の出席があり、会議が成立していることを報告した。
・　会議を公開することを確認した。
・　議事録は、議事に直接関係する発言又は説明内容のみを記録し、委員名を記録しない「要点筆記方式」で作成することとした。
・　議事録署名人は、井田夏子委員と草野祐香利委員の２名を選出した。

・　傍聴人なし

８　内　容

～協議事項～

⑴　幼保連携型認定こども園の認可について

発言者	発言内容
会長	協議事項の「⑴幼保連携型認定こども園の認可」について、事務局からの説明を求める。
事務局	資料１に基づき説明（こどもみらい課主幹兼課長補佐）
会長	質問等ないようなので、本件については了としてよいか。
委員	～異議なし～
	⇒「協議事項⑴」終了

⑵　第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画について

①　第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画－骨子案－

発言者	発言内容
会長	協議事項の「⑵第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画について」のうち、「①骨子案」について、事務局からの説明を求める。
事務局	資料２に基づき説明（こどもみらい課長）
Ａ委員	住民票はいわき市内にあるが、県立ふたば未来学園中学校など、そういった市外の学校に通学する子どもについては、就学援助の対象にならないという話を聞いたことがあるが、市として本計画における「子ども」の定義をどう考えているのか。
事務局	基本的にはいわき市在住で住民票がある子どもと考えている。
Ａ委員	就学援助は市外の学校に通学する子どもは該当にならず、市内の公立学校のみ対象になっているがどうなのか。
事務局	県立ふたば未来学園中学校については、就学援助の基準を見直す取組みを始めており、今後就学援助の対象となる予定である。
会長	その取組みにより、これまで就学援助の対象外となっていた私立学校についても対象となるということか。
事務局	私立学校については、県内他市の取扱いに合わせて、これまで通り対象外としている。
Ａ委員	国の方針としては、公立と私立について同等の取扱いをするということになっている。教育機会の均等のため、私立学校についても就学援助の対象としてほしい。
事務局	ご意見として参考にさせていただく。
会長	他にご意見なければ、本件については了としてよいか。
委員	～異議なし～ ⇒「協議事項⑵①」終了

②　第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画の基本理念について

発言者	発言内容
会長	協議事項の「⑵第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画について」のうち、「②基本理念」について、事務局からの説明を求める。
事務局	資料３に基づき説明（こどもみらい課主幹兼課長補佐）
Ｂ委員	P.1の「２基本理念の見直し」について、「現計画の②考え方は踏襲」とあるが、現計画の考え方で、「復興を目指す地域社会を支える人材や国際社会等へはばたく人材」という言葉がある。 「人材」という言葉からは、子どもが将来社会の役に立つ人間になってほしいと大人が考えている印象を受ける。資料２－１の２段目で、「子どもの現在（いま）を大切に」としていただけたように、子どもたちの今をどうするかという視点で考えてほしい。
Ｃ委員	基本的には子どもが主体で、子どもの自己実現を大人が支えるという形が伝わる内容であれば良いと思う。 基本理念を選ぶ際は庁内で投票する等、民主的な方法で決めていただければと思う。
事務局	今回の基本理念の案は16件と多かったと思うので、次回はもう少し選択肢を絞った形でお示ししたい。 また、入れた方が良いというキーワードがあれば、会議後にもご連絡いただきたい。
Ｂ委員	今、子育てをする人や子育てを支援する人などの大人の視点で考えているが、何らかの形で子ども自身の意見も取り入れられたら良いと思う。
事務局	教育委員会とも相談して子どもの意見を聞くことができないか検討したい。
会長	次回の会議はいつ頃開催予定か。
事務局	11月中旬から下旬頃を予定している。
会長	後から意見が出てくれば、今月末までに事務局に連絡いただきたい。 他にご意見なければ、本件については了としてよいか。
委員	～異議なし～

	⇒「協議事項⑵②」終了

③　第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画に係る需給計画について

発言者	発言内容
会長	協議事項の「⑵第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画について」のうち、「③需給計画」について、事務局からの説明を求める。
事務局	資料４に基づき説明（こどもみらい課長）
Ａ委員	令和２年度と令和６年度の教育・保育施設等の量の見込みの合計をみると、800人くらい減っている。 令和６年度までの確保方策では、新規参入事業者もあると見込んでいるようだが、子どもの数が減少している中で、新規事業者が施設整備等するのはどうなのか。協議事項⑴で幼稚園から幼保連携型認定こども園の認可をしたが、先生の配置等の問題もあると思うが、そのように施設に余裕のある幼稚園が定員を増やせばクリアできることもあるのではないか。
事務局	確かに全体として子どもの数は減少している。 特に、３～５歳の子どもについては、量の見込みに対して確保方策が十分であるため、定員の増は認めていない。 一方、０～２歳は子どもの数が減少しているのに対して、保育の需要は伸び続けている。今後保育の需要がどこまで伸びるのか不透明なところもあるが、計画期間内は同じ傾向が続くものとみて、新規事業者による小規模保育事業所による確保方策を見込んでいる。
会長	将来の保育の需要の伸びについては不確定な部分もあるため、今後の状況の変化に合わせて需給計画を見直していくという認識でよいか。
事務局	お見込のとおり。
会長	他にご意見なければ、本件については了としてよいか。
委員	～異議なし～
	⇒「協議事項⑵③」終了

～報告事項～

⑴　いわき市子どもの生活実態調査結果の概要について

発言者	発言内容
会長	報告事項の⑴「いわき市子どもの生活実態調査結果の概要」について、事務局からの説明を求める。
事務局	資料５に基づき説明（こどもみらい課長）
Ｄ委員	P.4の右側の「欲しい物」についての割合は、左側の「所有している物」について、「ない」と答えた人が母数になっているという理解でよいか。
事務局	お見込のとおり。
Ｂ委員	P.5の③について、自宅が「居心地が良くない」という子が1割程度いるということなので、そういう子に何らかのアプローチができれば良いと思う。 P.5の④について、「⑦学校以外で何でも相談できるところ」の利用希望があるが、どのようなことについて悩んでいるのか。また、現在、そのように学校以外で何でも相談できるところはあるのか。
事務局	悩みについての質問項目もあり、悩みを書いてもらう所も設けていたため、詳細な結果については次回お示ししたい。
事務局	いわき市としては、総合教育センターで電話相談（すこやか教育相談）を実施している。 また、県教育委員会ではソーシャル・ネットワーキング・サービス「LINE（ライン）」による相談事業（ふくしま子どもLINE相談）も実施している。
Ｂ委員	相談事業についての広報はどのようにしているのか。
事務局	市ホームページ等により広報している。
Ｂ委員	アンケート結果をみると、現状として相談事業があっても、学校以外で相談できるところがほしい、という子が一定数いるので、市として何かできれば良いと思う。 また、P.2の②と③を見ると、小学５年生保護者よりも中学２年生保護者の方が経済的に食料や衣類を買えなかった経験が多いようだが、何が背景となっているのか。

事務局	P.6でお示ししている就学援助についても、小学生より中学生の方が、受給率が高くなっているが、具体的なところはまだ把握していないため、今後クロス分析して明らかにできればと考えている。
D委員	P.6の関係で、就学援助の「要保護」と「準要保護」とは何か。
事務局	要保護は、生活保護受給者の世帯で、準要保護は今年度から要保護世帯の収入基準の1.3倍までの収入の世帯としている。
事務局	生活保護の収入基準は世帯構成や年齢により異なるため、具体的な金額はお出しできないが、ここでいう要保護世帯は生活保護法に規定されている「要保護者」をいう。
会長	準要保護についてはこれまで民生委員や地区保健福祉センターが証明をした世帯としていたが、今年から要保護世帯の1.3倍の収入までという事務局の説明があったが、社会福祉協議会から金銭を貸し付ける場合は、要保護世帯の1.7倍の収入までの世帯に貸し付ける。
事務局	生活保護の場合、大人と子ども及び子どもの学年に応じて毎年基準額が設定されており、世帯の構成に応じてその世帯の必要額を決定する。 その上で世帯の就労収入や年金収入などを差し引いてその残りの額について保護費を支給している。 また、子どもの入学や卒業、就学旅行など、特別に費用が必要となる場合には、さらに標準額に加算もある。
事務局	具体例としては、33歳男性と29歳女性、４歳の子どもがいる場合は、最低生活費が15万程度になる。また、30歳の母と、９歳・４歳の子どもの３人世帯だと、18万６千円程度になる。 また、後者の３人世帯だと母子加算があったり、９歳の子どもがいるので教育扶助があったり、それぞれの世帯によって変わる。
D委員	具体的に要保護と準要保護は現実的にどのくらい違いがあるのか。 貧困の世帯の範囲を考えるときに、それによって世帯数が変わるのではないか。
会長	基準は明らかだが、現実的にとなると難しいと思う。 生活保護の基準に該当していても、生活保護受給世帯は車が所有できないため、申請しない人もいる。そのような場合だと準要保護に該当したりもするのだと思う。

	貧困の世帯の範囲についても、準要保護の世帯までは、ぎりぎりの生活をされているのだと認識しても良いと思う。 ちなみに市の生活保護は全部でどのくらいで、全国と比べてどのようになっているのか。
事務局	平成29年度時点の生活保護受給率のデータでは、市1.22％、全国1.68％、県0.88％となっており、いわき市の生活保護受給率は、県よりは高く、全国よりは低くなっている。平成21年以降このような傾向が続いている。
Ｂ委員	P.5の③「放課後に過ごすことがある場所の中で居心地がいい場所」について、小学５年生の「放課後児童クラブ」の割合が、3.4％となっているが、これは放課後児童クラブを利用していない子も含めての割合だと思うので、放課後児童クラブを利用している子の中で、どのくらいの子が、居心地が良いと感じているのか明らかにしてほしい。
事務局	クロス集計によって分析することとしたい。
会長	その他、深掘りしてほしいことがあれば、10月21日（月）までに事務局にご連絡いただきたい。 ⇒「報告事項⑴」終了